

平成28事業年度【臨時】内部監査（P A S M O の管理状況）報告書

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
理事長 近藤達也 殿

監査室長 藤井明弘

独立行政法人医薬品医療機器総合機構内部監査規程（平成17年規程第9号）第8条の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）の平成28事業年度【臨時】内部監査（P A S M Oの管理状況）について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査概要

平成28事業年度【臨時】内部監査計画に従って、PMDAにおける「P A S M Oの管理状況」に関して、P A S M O取扱いマニュアルに基づき適正に執行されているか監査した。

なお、監査実施期間及び監査対象等は、以下のとおり。

- (1) 監査実施期間：平成28年11月28日（月）～平成29年3月2日（木）
- (2) 監査実施者：監査室2名
- (3) 監査対象部室：P A S M Oを保有する全ての部室（28部室）

2. 監査方法

- (1) 各部室で管理している全てのP A S M O（297枚）の現物を確認するとともに、それぞれ平成28年4月1日から11月25日までの利用状況・残高について、パソリ読込データとP A S M O管理表の内容に齟齬がないかを確認する。
- (2) P A S M O使用履歴について、外勤届で事前申請した経路により正しく使用されているかを確認する。
- (3) P A S M O貸出から返却までの一連の手続きが、適切に行われているかを確認する。

3. 監査結果

- (1) 各部で管理している全てのP A S M Oの現物を確認した。また、利用状況・残

高についても、パソリ読込データとP A S M O管理表の内容に齟齬がないことを確認した。

- (2) P A S M O管理表と外勤届の突合を行ったところ、P A S M Oを使用した際の実際の使用経路と外勤届で事前申請した経路が不適正に異なっていることは無かったことを確認した。(誤使用として処理済みのケースを除く。)
- (3) P A S M Oの残額と利用の適否を毎月財務管理部へ報告するためのP A S M O確認書について、企画調整部にて担当者間の引き継ぎ不足で作成されていないことが判明した。この点に関しては、10月分から作成されており、改善が確認されている。
- (4) P A S M Oを使用した際に、使用履歴を確認したのち、P A S M O管理表へ記録する作業について、企画調整部及びレギュラトリーサイエンス推進部にて、使用の都度で記録を行っていないことが判明した。
- (5) P A S M Oの保管等の管理については適切に管理されており、特に問題は無かったことを確認した。ただし、財務管理部にて、貸出時にカードケース及びストラップを使用していないことが判明した。

4. 指摘事項

- (1) P A S M O管理表への使用履歴の記載を使用の都度行っていない部(企画調整部、レギュラトリーサイエンス推進部)においては、残高が少なくなったP A S M Oの判別を可能とし、適切な管理を行うために、P A S M O取扱いマニュアルに記載された手順を遵守し、使用の都度、P A S M O管理表への記載を行うよう指導した。
- (2) P A S M Oの貸出時にカードケース及びストラップを使用していない部(財務管理部)においては、紛失等のリスクがあることから、カードケース及びストラップを使用すべきと指導した。

以上